

## 第5回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日(木)午後2時00分から午後2時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館 大ホール

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

委 員 1番 鈴木 秀男 2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏  
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子  
(欠席委員 9番 新野勝廣)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第 7号 非農地証明の結果報告について

第 5 議第 20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議第 21号 農用地利用集積計画に対する決定について

第 7 議第 22号 農業委員会の適正な事務実施に向けた令和元年度の目標その達成に  
向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向け  
た活動計画(案)について

第 8 議第 23号 農地の権利取得後における下限面積基準の設定について

第 9 議第 24号 川西町空き家に付随した農地の別段の面積取扱基準に関する要綱に  
について

第10 議第 25号 川西町大規模営農型太陽光発電建設に関する反対決議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主任 竹田智弘、主事 淀野拓也  
主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

ただ今より、第5回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席届けのあった委員は、議席9番新野勝廣委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ち議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります、川西町農業委員会会議規則第10条の規定に

より、本職から指名いたします。議席7番船山マサエ委員、議席8番阿部つや子委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第7号非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主任 竹田智弘

資料1ページをご覧ください。報告第7号、非農地証明の結果報告について、願い出件数は合計3件です。2ページをご覧ください。願人●●場所は上小松平谷地5095-366、地目畠99m<sup>2</sup>非農地となった時期及び事由については、昭和48年住宅建築以降当該申請地を含め一団の宅地として使用しているものでございます。調査員の意見としては、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年6月18日市川委員、船山委員、事務局職員2名。続きまして3ページをご覧ください。願人●●場所は西大塚横道一1590-9、地目田308m<sup>2</sup>と1593-2、地目田293m<sup>2</sup>でございます。非農地となった時期及び事由については、昭和58年に居宅を新築した際、南側が狭かつたため申請地を土盛りし、宅地として利用してきたものです。調査員の意見としては、現地調査の結果上記のとおり相違ありません。令和2年6月18日市川委員、船山委員、事務局職員2名。続きまして、4ページをご覧ください。願人●●場所は上小松平谷地5095-841、地目畠、面積は128m<sup>2</sup>です。非農地となった時期及び理由については、昭和54年に住宅が建設されて以降、申請地が一体的に宅地として利用されていました。調査員の意見、現地調査の結果、上記のとおり相違ありません。令和2年6月18日市川委員、船山委員、事務局職員2名以上であります。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、議第20号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

5ページをご覧ください。議第20号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があつたので受理、不受理を決定されたい。令和2年6月25日提出川西町農業委員会会长名。申請件数は2件です。番号、申請人・所在・契約の内容の順で読み上げます。1番●●、●●、大字西大

塚字東谷地772-1田4, 281m<sup>2</sup>、計田3筆8, 749m<sup>2</sup>。平成22年1月25日から3年間10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。2番●●、●●大字下小松字佐田2343、田3, 105m<sup>2</sup>。平成23年11月1日から10年間10a借賃●●円、解約後、貸し直しするものです。以上となります。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第21号、農用地利用集積計画書に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

6ページをご覧ください。議第21号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和2年6月25日提出川西町農業委員会会長名。

7ページをご覧ください。所有権移転各筆明細について番号、所有権を設定する者、場所、所有権の移転を受ける者、10a対価、備考の順に読み上げます。

8211番●●、大字下小松字塔ノ越737番地、田853m<sup>2</sup>、計田16筆21, 851. 91m<sup>2</sup>、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正敏、10a対価●●円の離農によるものです。

なお、本案件につきましては、5月のあっせん委員会に置いて、あっせんで税控除を受けられる買入価格800万円を超えるため、保留とし、やまがた農業支援センターに対して特例事業の買入協議を行い、1, 500万円の税控除を受けられる制度を利用したものとなります。今回、買入協議の決定にともない、農用地利用集積計画を作成した案件となります。

つづきまして、8ページをご覧ください。利用権設定各筆明細について、番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考の順で読み上げさせていただきます。8212番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正敏、大字中大塚字畠中3391-1、田3, 879m<sup>2</sup>、計田8筆12, 950m<sup>2</sup>、畠1筆62m<sup>2</sup>、●●10a借賃は無償となります。なお、この案件におきましては、特例事業を利用して買入した農地について1年間の使用貸借権を設定するものです。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長 大沼藤一

ただ今の件について質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件について計画内容のとおり決定し、川西町長に報告します。

議長 大沼藤一

日程第7、議22号農業委員会の適正な事務実施に向けた令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてについて上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田智弘

9ページをご覧ください。議第22号、農業委員会の適正な事務実施に向けた令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、農業委員会の適正な事務実施について(平成21年1月23日付け20経営第5791号、経営局長通知)に基づき、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したので審議を求める。令和2年6月25日提出川西町農業委員会会长名。

10ページをご覧ください。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。I番の農業委員会の状況ですが、農林業センサスで求めた数値で本町の状況を記載していますのでご覧ください。11ページをご覧ください。II番の担い手への農地の利用集積・集約化について、現状課題として担い手の高齢化が進む中、農地の移動は加速傾向にあるが、米政策の改革により担い手の減少が懸念されています。団地化等農地の効率的利用を図るとともに、経営改善に向けた取り組みが必要な状況です。2番令和元年度の目標及び実績について、集積目標3, 400haに対し集積実績が3, 342ha達成状況が98. 3%となっています。目標達成に向けた活動については、活動実績で3回の人・農地プラン検討会を開催しながら、農地中間管理事業として10月の集積が10件で8. 3ha、12月集積で21件18. 8ha、2月集積で43件54. 8haの実績でした。目標及び活動に対する評価については、農地中間管理機構のスケジュールに沿った適切な目標であり、計画どおり実施し効率的な担い手への集積につながりました。12ページをご覧ください。III番の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてですが、2番の令和元年度の目標及び実績ですが、参入目標3経営体、参入目標面積を10haしていましたが、績としては2経営体、実績面積が38. 4haとなっています。経営体の達成状況は66. 7%、実績面積の達成状況は38. 4%と数値が大きくなっていますが、2経営体のうち1経営体が法人設立のため大きくなっています。3番の目標の達成に向けた活動については、活動計画として相談体制を充実させ関係機関との連携を図り、新規参入に向けて支援を行ってきました。4番の目標及び活動に対する評価については、新規参入の審査会は農業委員、農地利用最適化推進委員も参加し開催したため新規参入者の意

識付けになりました。13ページをご覧ください。IV番の遊休農地に関する措置に関する評価ですが、1番の現状として管内の農地面積4, 950ha対し、遊休農地面積は1. 3haです。2番の令和元年度の目標及び実績については、解消目標を0. 5haとしていましたが、解消実績はゼロでした。3番の目標の達成に向けた活動については、農地利用最適化推進委員による担当地区内の遊休農地の調査、確認それとともに調査内容を事務局で精査し、農業委員、農地利用最適化推進委員とともに現地調査を8月に行っています。調査数は6筆で調査面積は1. 4haですが、目標及び活動に対する評価で農地利用最適化推進委員の設置により、より詳細に調査することができました。つづいて14ページをご覧ください。違反転用への適正な対応ですが、現状として違反転用面積はゼロです。令和元年度の実績もゼロとなります。活動計画、実績及び評価で違反転用の農地は現在ありませんが、遊休農地調査と同時に確認しながら違反転用の未然防止を図ってきました。15ページをご覧ください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検で、1番農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数は122件あり、すべて許可となっています。平均処理期間を20日として処理しました。2番農地転用に関する事務として、1年間の処理件数は14件ありました。こちらも処理期間平均20日で処理しました。16ページをご覧ください。3番の農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内の農地所有適格法人は16法人あります。うち報告書提出された法人が16法人です。4番の情報提供等ですが、賃借料情報の調査、提供で調査対象賃貸借件数が1, 153件でしたが、川西町のホームページに掲載しています。農地の権利移動等の状況把握ですが、調査対象権利移動等件数は448件、統計調査で報告しています。農地台帳の整備ですが、整備対象農地面積は4, 950ha、これについては権利移動、相続の届出等あれば毎月更新しています。17ページお開きください。VII番の事務の実施状況の公表等ですが、1番総会等の議事録の公表として町のホームページに掲載しています。3番の活動計画の点検、評価の公表についても町のホームページに公表しております。以上が令和元年度の評価になります。18ページお開きください。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画説明いたします。農業委員会の状況については、先ほどと同様農林業センサスに基づいて記載しています。19ページをお開きください。II番の担い手への農地の利用集積集約化ですが、2番の令和2年度の目標及び活動計画として、集積面積を3, 500haに設定しました。考え方として集積率を概ね70%に設定しています。活動計画については例年どおり人・農地プラン検討会の開催等で集積を図っていきます。III番の新たな農業経営を営もうとする者への新規参入促進について、2番の令和2年度の目標及び活動計画ですが、新規参入目標数を3経営体とし、目標面積を15ヘクタールとします。活動計画については、昨年度と同様、相談体制を充実させて関係機関との連携を図り、新規参入に向けて支援を行っていきます。20ページお開きください。遊休農地に関する措置ですが、2番の令和2年度の目標及び活動計画については、目標の解消面積を0. 5haとし目標設定の考え方は、遊休農地農地の約40%の解消の設定となっています。活動計画の調査実施時期ですが、8月から9月頃農地利用最適化推進委員と農業委員、事務局で現地確認を行いながら実施していきます。V番の違反転用への適正な対応として、現在違反転用の面積はないものの、今年度の活動計画として10月から12月に遊休農地調査と同時に違反転用の早期発見を行い、未然に防止していきます。以上説明を終わり

ます。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等あればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、原案の内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって本件について原案のとおり決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第23号農地の権利取得後における下限面積基準の設定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 高橋光好

21ページをご覧ください。議第23号農地の権利取得後における下限面積基準の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後における下限面積の基準の検討を行った結果、本町全域の下限面積を30アールにしたいので、審議を求める。令和2年6月25日提出川西町農業委員会会長名。提案理由ですが、平成30年度6月25日開催の第17回農業委員会総会で決定した農地法施行規則第17条第1項に規定する別段の面積を継続するためです。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等あればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、本町全域の下限面積を従来と同じ30アールとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、本町全域の下限面積を30アールと決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第24号、川西町空き家に付随した農地の別段の面積取扱基準に関する要綱についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 高橋光好

議第24号、川西町空き家に付随した農地の別段の面積取扱基準に関する要綱について、川西町空き家に付随した農地の別段の面積取扱基準に関する要綱を制定するため、審議を求める。令和2年6月25日提出川西町農業委員会会長名。提案理由は、農地法施行規則第17条第2項の規定を適用し、空き家に付随した農地の権利取得後の下限面積を1アールとするよう要綱を制定するためです。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、ご質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、川西町空き家に付随した農地の別段の面積取扱基準に関する要綱を制定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について、川西町空き家に付隨した農地の別段の面積取扱基準に関する要綱を制定することを決定し、手続きに従い告示することといたします。

議長 大沼藤一

日程10、議第25号川西町大規模営農型太陽光発電建設に関する反対決議についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 高橋光好

議第25号川西町大規模営農型太陽光発電建設に関する反対議決について、川西町大規模営農型太陽光発電建設に関する反対決議の、農業委員会の決定を求める。令和2年6月25日提出、川西町農業委員会会長名。提案理由、優良農地等の確保と最適利用を役割とする農業委員会として、反対意思を表明するため、以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、原案のとおり決議することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本決議については可決されました。

これをもちまして、第5回川西町農業委員会総会を閉会いたします。